

請願・陳情 文書表

7・2定

陳情第 15 号

受 付 年 月 日	7 . 5 . 8	付 託 委 員 会	議会運営
提 出 者	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●● ●● ●●		
紹 介 議 員	－		
提 出 者 か ら の 説 明 希 望 の 有 無			有 ・ ☐ 無
件 名 と 要 旨			
(件 名) 日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求めることについて (要 旨) 既に採択された陳情第２号によって、旭川市議会議場に第２回臨時会から「日の丸」が掲揚された。 平和憲法である日本国憲法第１９条では「思想及び良心の自由」、また憲法第１３条では「個人として尊重」と定められている。思想、良心の自由は内心の自由も含まれる、とある。 「日の丸」は「どこの国にも国旗」という一般論で正当化されるものでは決してない。「日の丸」の歴史は、明治以来の近代日本の帝国主義的膨張、長期にわたる朝鮮・中国・アジア侵略戦争と植民地支配の歴史と固く結び付いている。「日の丸」は、日本を「天皇が治める神の国である」として国家主義をあおり立て、対アジアの排外主義・差別主義を組織する道具として使われた。そして労働者人民を日帝の侵略戦争、帝国主義戦争に動員し、アジア人民を虐殺していくための旗であった。 だから、こんな戦争の旗である「日の丸」は、旭川市議会議場に掲揚することは絶対に拒否しなければならない。 侵略戦争は、愛国心と排外主義を燃え立たせることを抜きにして発動できない。その要として「日の丸」がある。日帝はなぜ「日の丸」にここまで固執するのか。「日の丸」が天皇と軍隊と戦争に直結しており、一体不可分であるからにほかならない。 以上の趣旨から、次の事項について陳情する。 陳情事項 １　旭川市議会議場から「日の丸」を撤去すること。			